

公布された規則のあらまし

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一六号）

1 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとした。（第二条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第一七号）

1 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律、独立行政法人中小企業基盤整備機構法等の施行に伴い、中小企業高度化資金の貸付けの対象事業、相手方等を改めることとした。（第三条、第四条、別表第一及び別表第二関係）

2 貸付けの相手方から暴力団関係者を排除することとした。（第三条関係）

3 借主が貸付対象事業を中止し、若しくは廃止したとき又は暴力団員等であることが判明したときは、償還期限前に、中小企業者貸付資金の全部又はその一部の償還を請求することができることとした。（第一六条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（条例第一八号）

1 沿岸漁業改善資金の貸付対象者から暴力団等を除くこととするため、所要の改正を行うこととした。（第三条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第一九号）

1 市町が処理する事務から飼養の目的で行うメジロの捕獲の許可に関する事務を削除することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二〇号）

1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農工商等連携促進法」という。）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「公共建築物木材利用促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）の施行に伴い、林業・木材産業改善資金の貸付対象者について、必要な事項を定めることとした。（第一条及び第四条関係）

2 林業・木材産業改善資金の貸付対象者から暴力団等を除くこととするため、所要の改正を行うこととした。（第三条及び第四条関係）

3 農工商等連携促進法、公共建築物木材利用促進法及び六次産業化法の施行に伴い、償還期間の特例措置を設けることとした。（第六条関係）

4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、償還期間の特例措置を設けることとした。（第六条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則（規則第二一号）

1 漁業取締船の乗組員の所属を水産課から水産振興センターに移管すること

に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。